

添付資料 19

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業
任意事業基本協定書（案）

令和●年●月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

【事業者】

JSC（以下「甲」という。）と株式会社●●●（以下「乙」という。）は、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業（以下「本事業」という。）において令和●年●月●日付けで締結された新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業特定事業契約書（以下「特定事業契約」という。）第8章（任意事業）に関連して、甲と乙との間で、以下のとおり、任意事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関する任意事業の円滑かつ着実な実施を図るために必要となる事項を定めることを目的とし、業務要求水準書に定める任意事業協定書（以下「実施協定」という。）を締結することに向けて、予め基本となる甲及び乙の義務等を定めるものである。
- 2 本基本協定において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、特定事業契約において定められた意味を有するものとする。
- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、個別の任意事業（以下「各任意事業」という。）に関する、甲及び乙並びに任意事業実施企業との三者間での実施協定の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 甲及び乙は、実施協定の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 （任意事業の手続及び実施協定）

- 1 乙は、事業期間内において、甲に対して別紙1のとおり任意事業に係る申請書を提出し、各任意事業について甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、各任意事業を実施するに際しては、別途甲が定める所定の期限までに、任意事業実施企業とともに、別紙2のとおり任意事業実施計画書を作成し、甲の承認を得なければならない。
- 3 甲及び乙は、各任意事業の開始までに、任意事業実施企業を含めた三者により、各任意事業に係る実施協定を締結する。
- 4 前項に定める実施協定においては、任意事業実施計画書、各任意事業の特性及び実施時点の社会情勢等を勘案した上で、具体的な実施方法及びモニタリング方法、その他必要となる事項を定めることとする。

第4条 （任意事業実施に係る調整等）

甲は、各任意事業の実施に向けて、乙又は任意事業実施企業が甲に対して要請した場

合には、法令等の範囲内において必要に応じて関係機関との調整その他甲が必要と認める事項について協力するものとする。

第5条 (任意事業実施企業)

- 1 乙は、本基本協定及び特定事業契約に従い、各任意事業を実施する者として、適切な任意事業実施企業を選定する。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する事業者を任意事業実施企業として選定してはならない。
 - イ 事業者において破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続が開始されている場合。
 - ロ 事業者が国税を滞納している場合。
- 3 乙は、任意事業実施企業選定後、任意事業実施企業が前項に掲げる者となった場合には、直ちに甲とその後の各任意事業の実施について協議するものとし、甲が要請した場合には、直ちに任意事業実施企業の選定を取り消すものとする。
- 4 乙は、次の各号のいずれかに該当する事業者、又は甲が不適切と認める事業者を任意事業実施企業として選定してはならない。
 - イ 事業者の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 事業者の役員等又は使用人が、イからホのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 5 乙は、任意事業実施企業選定後、任意事業実施企業が前項に掲げる者となった場合には、直ちに選定を取り消すものとする。

第6条 (本基本協定上の地位及び権利義務の譲渡等)

乙は、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、甲の事前の書面による承諾をなくして、本基本協定上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分を行うことはできない。

第7条 (有効期間)

本基本協定の有効期間は、本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定の締結日から特定事業契約の規定に基づき特定事業契約の全部が終了した日までとする。

第8条 (任意事業の変更等)

- 1 乙は、実施協定の締結より前に、社会情勢の変化又は各任意事業の実施に経済的合理性が認められない等のやむを得ない事情がある場合は、第3条第1項で承諾を得た事業内容の変更又は終了を甲に提案することができる。
- 2 前項に基づく提案があった場合、甲と乙は協議の上、各任意事業の内容の変更又は終了することができる。なお、甲はかかる各任意事業の協議に関し、誠実に対応し合理的な理由なくして合意の保留、遅延又は拒否をしないものとする。
- 3 実施協定の締結以降の各任意事業の内容の変更又は終了については、実施協定において定める。

第9条 (乙の事由による本基本協定の解除)

本基本協定締結後有効期間が終了するまでの間に、次に掲げる事由が発生した場合、甲は乙に対して書面により通知した上で、本基本協定の全部又は一部を解除することができる。

- ① 特定事業契約が解除その他の理由により終了したとき。
- ② 甲の合意なくして、各任意事業の内容の変更又は各任意事業の実施の中止若しくは終了があったとき。
- ③ 前各号に掲げる場合のほか、乙が本基本協定に違反し（ただし、甲から30日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は本基本協定の履行が不能となった場合に限る。）、その違反により本基本協定の目的を達することができないと甲が認めたとき。

第10条 (損失補償等)

本基本協定が解除された場合、本基本協定に別段の定めがある場合その他相手方の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲及び乙が各任意事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

第11条 (秘密保持)

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。

- ① 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- ② 当該情報を知る必要のある任意事業実施企業、業務委託先、若しくは各任意事業に関して任意事業実施企業に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- ③ 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第 12 条 （本基本協定の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 13 条 （準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関連して発生した全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条 （疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以 上

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲

東京都港区北青山二丁目 8 番 35 号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役
理事長 芦立 訓

乙

●●
●●

代表取締役 ●●

別紙1 任意事業に係る申請書の様式

(添付のとおり)

令和●年●月●日

任意事業に係る申請書

独立行政法人日本スポーツ振興センター 御中

(事業者)

[住所] <申請時点>

[役職・氏名] <申請時点>

独立行政法人日本スポーツ振興センター及び株式会社●●の間において締結された令和●年●月●日付新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業任意事業基本協定書第3条第1項に基づき、下記の事業を任意事業として申請いたします。

記

1. 事業名称
2. 内容等（事業の内容、予定する任意事業実施企業、任意事業実施までのスケジュール、特定事業への効果・影響等を記載すること）

以上

*必要に応じて紙面を追加すること

別紙2 任意事業実施計画書の様式

(添付のとおり)

令和●年●月●日

任意事業実施計画書

独立行政法人日本スポーツ振興センター 御中

(事業者)

[住所]

[役職・氏名]

(任意事業実施企業)

[住所]

[役職・氏名]

独立行政法人日本スポーツ振興センター及び株式会社●●の間において締結された令和●年●月●日付新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業任意事業基本協定書第3条第2項に基づき、下記の事業の実施計画書を提出いたします。

記

1. 事業名称

2. 実施計画内容

< 資料添付 >

以上

* 必要に応じて紙面を追加すること